

【ウ】肢体不自由に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項				
	全ての科目において配慮する事項（例）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意又は配慮されるもの	左記以外で配慮する事項（例）
①体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	チェック解答 注2	1.3 倍に延長	別 室	・チェック解答用紙 ・下書き用紙 （数学・理科のみ）	・ 介助者の配置 注5 ・ 1 階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・ 洋式トイレ又は障害者用トイレに近い試験室で受験 ・ 特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備 注6
②両上肢の機能障害が著しい者		延長なし			
③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者 注1					
体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、チェック解答が不可能な者	代筆解答 注3	1.3 倍に延長 （科目によっては、1.5 倍に延長） 注4	別 室	・ 代筆者 ・ 問題冊子 2 冊 （受験者用）	・ 車椅子の持参使用 ・ 杖の持参使用 注7 ・ 試験室入口までの付添者の同伴 ・ 試験場への乗用車で の入構
		延長なし			
上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者					

注 1 ③の欄に該当する者は、障害が試験時間延長（1.3 倍）に該当する程度ではないが、一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

注 2 チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。（→20・21 ページ）なお、数学及び理科においては、下書き用紙を配付します。

注 3 代筆解答とは、受験者が問題番号と解答を口頭で伝え、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。代筆解答に該当する者が、解答手段として機器（音声出力による意思伝達装置、パソコン）の持参使用を希望する場合は、審査の上、使用方法を制限して許可することがあります。

なお、**代筆解答**を希望する者は、**受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）⑩欄で選択してください。**申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→27 ページ）

注 4 代筆解答で試験時間延長（1.3 倍）に該当する者は、意思伝達に著しく時間を要すると認められる者です。ただし、数学（簿記・会計、情報関係基礎、工業数理基礎を含む。）は、試験時間が 1.5 倍となります。

注 5 介助者とは、特別支援学校の教員等で、試験室において受験者の介助を行う者のことです。

注 6 特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備を希望する場合は、希望する特製机又は椅子の規格等を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

(審査の上許可される事項)					必要な提出書類
リスニングにおいて配慮する事項（例）					
試験時間		音声聴取の方法			
右のどちらか一方を選択 注 8	1.3 倍に延長 （連続方式）	CD プレーヤー （監督者が操作）	ヘッドホン 注 9	・ 受験上の配慮申請書 （→37 ページ） ・ 診断書（肢体不自由関係） （→45 ページ） ・ 状況報告書 （チェック解答試験時間延長 （1.3 倍））（→53 ページ）	
	1.3 倍に延長 （音止め方式）				
延長なし		IC プレーヤー （監督者が操作を補助）			
右のどちらか一方を選択 注 8	1.3 倍に延長 （連続方式）	CD プレーヤー （監督者が操作）	CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式	・ 受験上の配慮申請書 （→37 ページ） ・ 診断書（肢体不自由関係） （→45 ページ） ・ 状況報告書（代筆解答） （→55 ページ）	
	1.3 倍に延長 （音止め方式）				
延長なし		IC プレーヤー （監督者が操作を補助）	ヘッドホン 注 9		
注 10				・ 受験上の配慮申請書 （→37 ページ） ・ 診断書（肢体不自由関係） （→45 ページ） 注 7	

注 7 杖の持参使用のみを希望する者は、申請は必要ですが、医師の診断書は必要ありません。

注 8 申請後は、延長方式の変更はできません。(→16・17 ページ)

注 9 ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又は CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

注 10 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する場合は、別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要があります。詳しくは、受験案内 44 ページを参照してください。

なお、この措置は、受験上の配慮申請書では申請できません。

また、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する場合は、受験上の配慮で別途同じ配慮を申請する必要はありません。

補注 タオル（サイズは問わない）又は座布団等の持参使用のみを希望する者については、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内 15 ページを参照してください。